

資料4 - 1

【発注工事】

2、「談合等不正行為防止策検討委員会」に提出された資料、議事録をご提出いただきたい。

7月7日の提出資料については提出いただいたので、同日の議事録およびその後の資料はでき次第いただきたい。

回答

8月9日に開催した第3回談合等不正行為防止策検討委員会の議事録について、別添のとおり提出します。

第3回談合等不正行為防止策検討委員会 会議録

日 時 : 平成 17 年 8 月 9 日 (火) 15 : 00 ~ 16 : 00

場 所 : 日本道路公団 161 会議室

発言者	発言内容
事務局	それでは、本委員会の議事に入りたいと思います。議事の進行は、委員長の総裁にお願いしたいと思います。
委員長	はい。これより、私が議事を務めさせていただきます。 まず、議事の(1)最終とりまとめです。まさに先ほど小委員会で、完成しております。要旨だけ、変更点だけ、事務局から説明してください。
事務局	「はじめに。日本道路公団発注の鋼橋上部工事に関して、平成17年6月29日、公正取引委員会から「独占禁止法に違反する談合行為がある」との刑事告発を受けて、東京高等検察庁は、当公団本社などの強制捜査に入った。 談合は、どんな事情があろうと許される行為ではない。当公団は、疑惑解明のために、捜査に全面協力するとともに、民営化を目前にした時期に、こうした疑いを持たれたこと自体を、公共工事の発注者として深刻、かつ重大な危機と受け止め、7月5日、談合はもちろん、あらゆる不正を排除する体制を確立するための「談合等不正行為防止策検討委員会」を設置した。 総裁が委員長を務め、すべての理事、外部有識者を委員に任命し、「一か月で成案を得る」ことを目標に、これまで委員会を3回、基本問題小委員会を5回、計8回開催し、不正行為防止策について集中的な審議・検討を行った。 しかし、この間にも、7月12日、直前まで鋼橋メーカー顧問だった公団の元理事や、メーカーの担当者計5名が逮捕されたばかりか、7月25日には内田道雄公団副総裁、8月1日には金子恒夫公団理事が、それぞれ独占禁止法違反(ほう助)及び刑法に違反する背任の疑いで逮捕されるという、極めて深刻な事態に至った。当然ながら、内田、金子両委員は、逮捕当日をもって、」 ここ、ちょっと修正していただきたいんですけども、「休職とし、委員を解任した。」。ちょっと長い文章でございましたので、修正をお願いいたします。 「一連の捜査の進展は、当委員会の役割が非常に重要性を増し、同時に不正防止策の策定が急務であることを、各委員だけでなく、当公団職員のすべてに自覚させたと言える。 委員会は、外部有識者を中心とする基本問題小委員会で「枠組みや基本的方向性」を示し、内部委員は実務的視点から「実効性のある形でこれを生かす」検討を行う、という形で進められた。」 次の頁でございます。 「具体的には、鋼橋上部工事の入札・落札結果の分析、PC橋上部工事、トンネル工事、土木工事、車両管理業務などの落札結果の把握を行うなど、これまで講じてきた談合防止策や職員倫理規定の実施状況を検証するとともに、あらゆる側面から、抜本的で、同時に実効性のある不正防止策を検討した。そして7月15日、論点整理(中

間とりまとめ)を行った。

その後、公団副総裁、そして理事の逮捕という、予想を超えた捜査の進展に直面し、当委員会は、最終結論を待たずに早急を実施すべきものを決定するとともに、論点整理以降さらに議論を深め、本日、「談合等不正行為防止策」のとりまとめを行った。

10月の民営化を目前に控え、公共工事の発注者としてあらゆる検討を尽くし、やれることは全て実行することが必要であるとの反省の下、一刻も早く国民の信頼を回復することが、当公団の最も重要な責務である。不正排除への従来からの取り組みに加え、今回の「談合等不正行為防止策」は民営化を待つことなく、実行できるものから直ちに実行する。

また、今回とりまとめた「談合等不正行為防止策」の実施状況について、今後フォローアップを行っていくとともに、必要に応じ見直しを行い、また民営化により、より効率的・合理的に業務執行できる体制に向けた取り組みも行っていくこととする。」

それから、次の不正行為防止策 1. の今後の再就職のあり方についてですが、小委員会の方でもご議論いただきまして、内部委員の方もご出席しておりますので、省略させていただきます。

ただ、小委員会の中でご議論ありました3ページ目の上から5行目でございますが、「ただし以下 人事交流云々について、この限りでない。」これは、削除することということといたします。

それから 1)「離職後5年間は」これも削除いたします。

その前に の「ただし、人事交流により国等から派遣されている者については、この限りではない。」という文言についても削除したいということでございます。3ページ目は以上でございます。

それから、4ページでございますが、(2)の新人事制度の導入については、これまで小委員会のほうで議論していただいたものを整理したものでございますので、それについては説明を省略します。

それから、2. の談合防止に資する入札契約制度等について、ちょっと頭書きだけ読ませていただきます。

「入札契約制度については、これまで講じてきた談合防止策に加えて、次の対策を実施し、今後予定している発注手続(発注手続を停止している鋼橋上部工事19件、発注手続を見合わせている鋼橋上部工事等68件を含む)に順次取り入れるなど、談合等不正行為防止に全力で取り組む」ということでございます。

それから(1)の“入札方法等の見直し”につきましても、一般競争入札の拡大ということで、原則、指名競争入札を廃止するというので、多少の修文はございますが、趣旨は変わってございません。印だけちょっとご説明します。真ん中のところですが、「発注手続を停止・見合わせている公募型指名競争入札については、直ちに指名業者数制限(10者制限)を廃止し、条件付一般競争入札とする。」ということでございます。

それから の総合評価型落札方式についても議論していただきましたが、2行目ほ

どに目標を掲げておきました。

「3年後に金額ベースで5割まで拡大すること目標とする。」
ということを入れてございます。

それから同様に の電子入札についても、
「平成18年度には件数ベースで10%に拡大することを目標とする」
ということでございます。

それから4点目の不落随意契約、 でございますが、原則廃止。これ、あの先般国交省のほうでまとめられたものの中に入っているところでございます。むしろ私の方で議論しなければいけなかった項目でございます。これは、新しく入れさせていただいております。

「入札参加者の適正な見積を強く促すとともに、一層の競争性の確保を図るため、災害復旧などの緊急性が優先され、改めて競争入札を実施することが困難な場合を除き、原則として不落随意契約を廃止する」
ということでございます。

それから も新しく入れさせていただきました。“工事発注単位の決定基準などの明確化と運用の透明化”

1つのポツですが、

「業務執行における意思決定システムを確立するとともに、各職務の責任と権限を明確化していく。」

2つのポツ、

「その中で、工事の発注単位については、トンネルや橋梁などの構造物の配置状況、掘削土と盛土のバランス、工事用道路、用地取得状況などを踏まえて、工事区間ごとに効率的な工程計画、施工計画を立案し、その決定基準や決定方法などについても明確化するとともに、その運用について統一事務局（後述）の事前審査の対象とするなど、透明化を図っていく。」

ということで、今回の事件の背景にありました、分割発注についての明確化、透明化ということをやりたいということでございます。

それから（2）のチェック機能の拡大につきましては、 は前回、小委員会でもご議論いただきましたけれども、今回一般競争入札となる案件の、その対象とするわけですけれども、こういう目標を掲げまして、当面件数ベースで5割に拡大して、将来さらに拡大を図っていこうということを入れてございます。

それから、 の情報開示の改善については、前回同様でございます。

それから の入札監視機能の強化についても同様でございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。 の施工の監督、検査体制の強化というのも、小委員会のほうでご説明させていただいたところです。

（3）受注者への要請、 につきまして、業者に対する営業活動の自粛の徹底ということで、これは、この委員会を待たずに、8月3日から既に実施済みのものがございます。個別の業者に対して自粛要請を出したということがございます。対象が3万4千社あります。

それから ですけども、これにつきまして、ちょっとご説明したいと思います。

誓約書の運用強化及び協定の導入ということで、誓約書の件についてはご説明しておりましたが、ここに新たに協定ということでの文言を入れさせていただいております。

まず、競争参加資格登録の条件として、法令などを遵守する旨の協定を公団と締結するというので、これを前提にして、それまでの間、現行の入札参加者からの誓約書に加えて、新たに代表者、これは CEO 等による当該年度を通じての誓約書を徴収するというので、後段のほうについては以前議論していただきました。

それで、外部委員ポツの 2 番目ですけども、その内容ですが、独占禁止法などに違反しない旨、独占禁止法などの違反事実を知った場合は公団又は民営化後の新会社に届け出る旨、前記 1、これは再就職のところでございますが、(1)の再就職規制に反して、公団又は民営化後の新会社の役職員であった者の再就職を受け入れていない旨及びこれに反していることが判明した場合には前記 1.(1)の制裁を課されても異議がない旨などとするということでございます。

それから(4)の制裁の強化でございますけれども、まず、違約金の引き上げについては、議論していただきました。それで、あの国交省から出たものを加えまして、私ども 20%までということでご提案させていただきまして、ご了解をいただきました。ただ、今回は国交省が最大 15%ということになってございまして、5%部分がいわば道路公団の独自分でございますけれども、まっ、国交省との考え方の整合性をやはり図っていかねばならないだろうという観点から、15%というのを新たに設けてございまして、文章にありますような、司法手続において、主犯格である場合、あるいは、入札談合に公団OBが関与していたこと、これは公団独自で今回入れたものでございますけれども、あと誓約書の提出、それから 10 年以内の再犯である場合等悪質性が際立っている場合には、その 1 項目に該当するものについては 5%、それから 2 項目以上に該当するものについては 10%ということで、最大 20%の違約金を徴収するというのでございます。

ポツ 2 は特約条項導入ということで、

これ違約金の考え方が、平成 15 年の 6 月に発行されておりました、まっ、それ以前の工事で司法当局などによりまして談合の認定が行われたものにつきましては、公訴時効等の範囲内で、特約条項の適用がなくても損害賠償請求を行うということでございます。

それから、 の指名停止期間の強化ということでございますけれども、これにつきましても、前回と同じでございまして、現行の措置期間を 2 倍に延長し、最大 24 ヶ月の指名停止期間とするということで、それから、ポツ 2 とポツ 3 につきましては、前回と考え方は同じ、ポツ 2 につきましては、前回と考え方は同じなんですけれども、いわゆるその次の資格登録の際にコンプライアンス体制が確立されたことが確認した上でなければ次の資格登録を認めないということをお前回ご説明いたしましたが、こ

をちょっと厳密に表現したということでございます。

それから最後のポツ3は、対象業者はこういったコンプライアンス体制の確立に関する協定を公団と締結しまして、公団は当該協定にしたがってこれを確認するという手法でやっていきたいというふうな趣旨でございます。

でございますが、競争参加を定める際の総合点数への制裁の反映ということで、これも私どもの小委員会のほうで議論しておりませんでした。国交省のほうでの最終報告に入っているものでございまして、当然私どももこれをやっていかなければならないということでございまして、総合点数を減点していくというふうな措置をとるという趣旨でございます。

それから9ページ目の大きな“3. 内部統制”についてでございます。これにつきましては、については、誓約書を役職員からとるということで、これは前回から議論していただいているとおりでございます。につきまして、若干あの表現を変えてございますが、社内規程、倫理行動規準の厳格化。現行の倫理行動規準を見直し、取引先等との対応方法のルールの厳格化を図るとともに、懲戒処分及び損害賠償請求を厳正に行う。というふうな文言を入れております。

それから、の守秘情報管理の徹底でございますが、これは、あの、これまでの議論の中で入札契約制度の防止に資するということで、契約のほうに入れてございましたけれども、これはあの、情報管理の徹底を図るということでございまして、職員の、言ってみますと、意識といいますか、の管理といいますか、そういったことございまして、これは、内部統制に入れたほうがいいんじゃないだろうかということで、この項目に挿入させていただいております。

それから につきましても、基本的には同じでございますが、談合等不正行為を行った場合は、懲戒処分及び損害賠償請求を厳格に行う旨、役職員に対して周知・徹底を行うという趣旨でございます。

それから でございますが、これは社内相談窓口を構築するというものでございまして、これも今日の委員会の前に前回の小委員会で決定いただきまして、既に8月1日から実施済みのことでございます。

最後でございますが、10ページ目の最後でございますが、は社外相談窓口の創設ということでご議論いただきました。

の監査機能の強化ということもご議論いただきました。

それから最後に、民営化後の取り扱いについてということで、ちょっと読み上げさせていただきます。

「民営化後の新会社は、高速道路の建設・運営という極めて公共性の高い事業を継承する。従って、今回取りまとめられた「不正行為防止策」など、総合的な改革は新会社においても継続して実行し、その趣旨をすみやかに実現しなければならない。そ

れ以外に、今回の事件で失った国民の信頼を回復する道はない。新会社が国民の信頼を得て経営されるよう、公共工事の発注者として、一層の競争性、公正性、透明性の向上に向け、努力を続けることを強く申し送るものである。」

あと、11ページ目には本委員会の委員の、12ページ目にございますが、小委員会の委員ということで記載させていただいております。

以上が、一応最終的な取りまとめのイメージでございます。

委員長

ありがとうございました。

はい、今の説明を受けまして、ご意見ございませんか。

外部委員

あの、15分までしかいられないと申し上げておりましたが、30分まで何とかのばしましたけれど、どうしても予定がありますので、これで失礼させていただきます。

委員長

何かございますか。

外部委員

いえ、先ほど、議論しましたので。

委員長

ありがとうございました。

【外部委員 1名 退席】

委員長

ご意見など、いかがですか。

外部委員

あの、言葉の好みの問題もございすけれども、いくつか、申し上げます。

4ページの1、1番上の1行目ですが、「競争参加資格が認められない」というのを「競争参加資格を認めない」とする。

5ページの の下から2行目でありまして、「公表とする。なお、」とありますが、これを続けまして、「公表とするが、非指名業者」云々と続けまして、その後、「指名を行った場合は、その旨を公表する」というのを、「指名を行った時点で、」としたらどうかと思うんです。これは、前回は質問をした点なんですけど、これだけ見て、内容がわかるようになった方がいいんじゃないかという趣旨です。

同じ5ページの 、 、6ページの(2)の ですが、ここは、5割、10%、5割という数字がありますが、これは「割」と「%」どちらかに統一したらいいのではないかとあります。

6ページの上から5行目に「その運営について、統一事務局」というのが出てまいりますが、いきなり統一事務局という言葉が出てきますが、その前にですね、「入札監視」統一事務局、もしくは、「入札審査」統一事務局という言葉をつけたらどうかと思いました。

6ページの下から3行目にも、同じ統一事務局の言葉があります。

同じ6ページの の上から2番目のポツのところの1行目ですが、「(1位不動の状況」とある、この1位不動の場合というのは、異なる案件か、同一案件か、いずれか一方か、双方含むかを明らかにする必要はないのでしょうか、という点です。

7ページの(3) 1行目、「業者に対して」というところを「業者に対する」に直す。

8ページの(4)の 4行目、これ前回は申しましたが、ここは国交省の報告書を受けて、全面的に使っているわけですが、誓約書の提出があつたにもかかわらず、違反行為が明らかになった場合というのが入っていますが、公団では、誓約書を全部出

してもらおうことが前提だと思います。国交省のは、中身見ますと、誓約書を出さないという場合もあるんだということが、どうも、前提となっているようですので、公団は全部誓約書出してもらってるのであれば、この場合というのは、取った方がいいのではないかということです。

同じく の次のポツの特約条項導入の2行目ですが、「公訴時効等過去3年の範囲内で」、これは取った方がいいのではないか。

9ページの3の1行目、「民営化を待たず」に点をつけて、「次の方策」を「以下の方策」に変えるのはどうかというところが、気付いた点です。以上です。

委員長 はい。ありがとうございました。ご意見ありませんか。

事務局 6ページ目の1位不動のところについては、細かい説明をした方がよろしいでしょうか。

外部委員 いや、長くなって面倒ですから。表現はこのままでいいと思いますが、内容として、もし質問があった場合に、どうかということがすぐに対応できるようにした方が、いいと思います。もし、書いて不都合がなければ、書いておいた方が問題はないように思いますけれども。これ、違う案件と同一案件と両方あると考えてよろしいんですね。

事務局 前提は、同じ契約の手続きのものと別の契約の手続きのものということでしょうか。

外部委員 そうです。ですから、同じ案件というのは1回目やったけれども、どこにも落ちなくて、再度やって、前回の場合には、再度であったと思いますが、違う案件でも、理由はわからないけれども、同じ会社がずっと1位だということが、もしあると致しますと、そちらも、ここに含めるのかどうかです。

事務局 含めます。

外部委員 含めるのであれば。

委員長 表現としてはこれでよろしいですね。

外部委員 表現としては、これで差し支えないと思います。

事務局 統一事務局について、入札監視、審査ということにつきましては、特に。

委員長 委員会ですということ。

事務局 はい、わかりました。

委員長 それから、8ページ。誓約書の提出があった、これを残すべきかどうか。要するに、これがあるから、ベースが15なんですよね。実質的には。

事務局 私どもの契約手続の場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させておきまして、国交省の場合は、談合情報とか、そういった案件の契約手続の場合のみ、取っているというケースがございまして、従いまして、私どもがこれを適用する場合には、ベースが10%から、全部出してもらってますから、こういう違反行為があったときは15%がスタートになるという考え方がございまして、さらにそれに、主犯格であるとか、10年以内の再犯であるとか、幾つか加わった場合には、さらに5%上乗せして、20%にしようという趣旨でございます。

委員長 10%と言ったのは、国交省との整合性を意識しているので、我々は事実上15%という理解です。

外部委員 そういう趣旨ならばね、こういう記載はおかしいと思う。

外部委員 ですから、さっき、私が申し上げたのは、あったにもかかわらず、と書くと、提出

しない場合もある、提出する場合もあると、にもかかるんで、提出してなければいいんだと、重大な場合にあたらないと、こう読めるんですね。もし、今おっしゃるような趣旨であれば、「誓約書を提出しているにもかかわらず」と、まあ、これでもおかしくないか。

当たり前なんですね。出しているのが。

談合するのが、これに反するのは当たり前なんでしょうから。

事務局

先生が言っていただきましたように、誓約書を提出しているにもかかわらず、違反行為が明らかになった場合ということで。

外部委員

違和感は残りますけれども、どうしてもこの表現があったほうがいいということであれば、その方がいいのではないかと思いますけれども。

委員長

委員が退出されます。意見、ご質問ありますか。今の関連で。

【外部委員 1名 退席】

外部委員

今の違約金の引き上げのところなんです、これだと、刑事告発だけを対象としているんですね。行政処分については10%ということなんですか。

外部委員

「等」で含みをおきませんか、「刑事告発等」。

委員長

それは、行政処分も書いた方がいいんですね。

外部委員

もし、談合防止であれば、行政処分を含めた方がよいと思います。

内部委員

このところは、だいたい国交省の制度を持ってきて、これに道路公団特有のOBが関与しているというのを付け加えるのと、一つ階段を付与したというところがございます。この司法手続などに何が含まれるかということについては、国交省が、これから詳細に運用がつかまってまいりますので、その辺りを見ながら整理していったらどうかと。

外部委員

それと、もう一つは、契約条項で15%って言うと、悪質性があるかどうかというのは、契約の段階でわかるんですか。契約条項ではとりあえず10%書いておいて、もし、悪質性がわかったときには、10%余分に上乘せして徴収するという趣旨なのか。

事務局

契約書の中に、典型的な場合をこういう形で入れていくべきではないかという理解しているところではありますが、大変難しいというご指摘を小委員会でも受けておりますが、国交省のほうでも同じようなこととございますので、その辺の考え方の整合性をとってですね、詰めて行きたいなと思っているところです。

委員長

関連でも、関連しなくてもいいですけど、何かありますか。

外部委員

報告書としては、国交省と同じような整理にしとけばいいじゃないかと、具体的な契約書を作る場合には、相当な検討の上、契約文言を工夫しなければならないということ踏まえての話をしました。こういう構成ならば、国交省のほうで2つ以上違反すれば、というような考え方だったでしょう。

事務局

国交省の場合は、どれか一つでもということですよ。

外部委員

2つ以上というのは。

事務局

なかったです。一律15%です。

外部委員

誓約書の提出があったにもかかわらずという云々という要件が次にあるんです。ここを読めば、基本が15%ですと。今回そういうことですね。

外部委員

そうなりますね。

外部委員 他に、他の要件が2つ、3つと付け加わった時にね、同じなんですネ。

事務局 そうですね。

外部委員 なんだか、変な。

外部委員 もう一つ、違約金を上げて、実際に公団のOBが関与して、公団は関係ないのかもしれないけれども、上げたけど、取れるのかどうかって言うのが問題なんじゃないですか。

内部委員 公団OBが関与したというのは、公団の発注者側にいたような人がですね、相手の企業に回って談合に関与するということは、やはり悪質だという考えです。

委員長 よろしいですか

外部委員 前に質問してそのままになっていたことですが、「公訴時効等(3年)の範囲内で」と、この部分はどういう趣旨でしたか。

事務局 国交省の表現を直していただいたところですけども、なぜ、ここで公訴時効等の範囲内でと書いたのか質問いたしましたところ、ご承知のように、民法の不法行為の時効といいますのは、発生後20年以内若しくは知ってから3年ですけども、それはそれで当然ありますが、それとは別に、国交省としては違約金を請求しようと、損害賠償の請求を行うのは、刑事事件、もしくは、公取の排除勧告によって立証された場合のみ、刑事事件の公訴時効は3年、それから、公取のほうの排除勧告も3年以内になっているということで、そこで3年と。その公訴時効等という言葉は、刑事責任が行使されるのか、排除勧告が出るのかという場合、過去3年というようなものの範囲内で、そういうものについて、損害賠償請求をしていくという表現という説明でございました。

外部委員 公訴時効等の範囲内という、

事務局 公訴時効等を受けたものについてということですか。

外部委員 公訴された者について、または、公取で排除勧告を受けた者という、そういうこと趣旨ですね。

事務局 はい。

委員長 先生のご意見、ここを外してもいいんじゃないかという。これは外しても、

外部委員 範囲内と言うのが変な話でね。

外部委員 わかりにくいですね。

事務局 前段の司法当局などにより談合の認定が行われたものという表現があれば、読み取れます。

外部委員 私はね、消滅時効じゃないかといったんですよ。これは要りませんね。

事務局 削除させていただきます。

委員長 あとはよろしいでしょうか。 委員のご意見、他にご異議なければ、全部採用ということにしますが。

外部委員 そのほうがいい。

委員長 事務局、よろしい?それで。

事務局 はい。

それから、もう1点でございますけれども、1ページ目のはじめのところでございますが、もとに戻って頂いて恐縮ですけども、3行目のところに「東京高等検察庁は、当公団の本社などの強制捜査に入った。」とありますが、これは、従来からの表現

としては、「立入調査」と表現と思いますので、この表現に変えさせていただければと思います。細かいことかもしれませんが。

外部委員

訂正するの？

事務局

はい。

外部委員

立入調査なんて刑事では言わない。これは、捜査であって。立入捜査っていうものない。

外部委員

立ち入るのは当然なんで。

事務局

総裁コメントだとか、そういったところで、「立入調査」という表現を使っておりまして。

外部委員

使ってたって、文章に書くんだから。わざわざ直すことない。

外部委員

別に構わないんじゃないですかね。強制捜査でも。

外部委員

令状もって、やって来られたんでしょう。

外部委員

そういうのは、強制捜査って言うんですね。

委員長

不都合なければ。はい。

外部委員

これは、不都合だとかという話ではないですよ。

委員長

特に、ほかに。

外部委員

細かいあれだけど、「守秘情報管理」なんていう言葉は、おおよそ聞かない言葉ですね。単に「情報管理」でいいですよ。中身では言ってるんだけどね。「守秘情報管理」というのはおおよそ使わないですね。

事務局

「情報管理」で。

外部委員

「情報管理」でいいですよ。

外部委員

情報の中で、特に守秘すべきものと言いたいんですよ。

外部委員

それは、中身で書いてあるんだからね。項目としては、すごくおかしな話で。

事務局

項目の「守秘」というのを削除します。

外部委員

それからね、最後に「民営化後の取り扱い」というところの末に、「努力を続けることを強く申し送るものである」と、こういう表現ですね、「申し送られたい」と。申し送るのは公団の総裁であってね、委員会が直接新会社に申し送るわけにはいかんからね。総裁に対して申し送られたいということならば、いいと思いますね。

事務局

「強く申し送られたい」と直します。

委員長

ほかに。

事務局

すみません。事務局からもう1つ、資料2という1枚紙があるかと思います。これについて若干説明させていただきたいと思います。今回の鋼橋上部工事の談合に関連いたしまして、国会や民営化推進委員会懇談会で先に指摘されたものでございまして、それはまず(1)でございますけれども衆議院の決算行政監視委員会におきまして、現在行っております、車両管理等業務。これは括弧で業務内容については下に記載しておりますが、こういった契約について、入札手続等をみると、談合の疑いが濃いんじゃないかというご指摘がなされております。この表は平成12年から15年までは通常の指名競争を行っておりまして、平均落札率もかなり高いわけですが、平成16年度から、指名競争入札を廃止いたしまして、公募型といいますか、いわゆる条件付一般競争入札を導入したということで、こういった新しい入札手続によりまして、落札率が87.6%まで下がったというふうな実態がございます。それから、(2)の

推進委員会の懇談会のほうですけども、7月2日に土木工事についても、その状況を見せろということで提出したものでございますが、同様に平成12年から見てまいりますと、平均落札率がかなり高いというふうなことはなっております。この委員会におきまして、鋼橋上部工事はもちろんではございますけれども、先ほど冒頭の、はじめの中にちょっと出てまいりましたPC橋上部工事、あるいはトンネル工事につきましても、当委員会の小委員会でその入札状況等の把握状況といったものについて、ご説明してまいってきたわけでございます。そして、そういった分析結果だけではなかなか談合を繰り返してきたという疑惑に対してなかなか反論はしにくい状況にあるというふうなこともご説明はさせていただきました。したがって、今回ご紹介いたしました車両管理業務委託、土木工事につきましても、PC橋上部工事、トンネル工事と同様な総括とさせていただければと思います。なお、当然のことですけども、本委員会でとりまとめられました、今回の「談合等不正行為防止策」につきましては、メタルの鋼橋上部工事ばかりではなくて、工事、調査、業務委託など道路公団の行っております契約全般にわたって、今後適用されるということを報告させていただければというふうに思っております。資料2については以上です。

委員長 車両管理については、一般競争の効果が抜群ということなんですかね、これ。指名を廃止することがこれだけ効果があったということを示してるんだろうか。

事務局 これは、指名競争では、これまでの過去の実績とか、いろんな要件をつけておりましたけれども、16年度からは、言ってみますと、会社に免許保有者が一定数いればいいんだというような、きわめて条件を緩和したという形で進めておりますので、結果として、手広く入札参加者が入った結果ではなかろうかというふうには思っております。

委員長 いずれにしても、鋼橋上部以外の入札案件については、あんまり過去に遡っても難しいでしょうから、最近の分析というか、もう少しきちっとしておく必要がある。調査を公団としてやりたいと思いますけど。また、そこで、もう少しこなれた分析結果が出るとは思いますけど、これは、委員の方々にその段階でお知らせしたいと思えます。

それで、先ほど、いろいろとご指摘いただきましたが、それを修正を加えて、最終案にするということをこの段階でまとめさせていただいてよろしゅうございますか。

各委員 結構です。【各委員の了承】

委員長 それでは、これを持ちまして、最終形ということにさせていただきます。ありがとうございました。

資料4 - 2

維持管理業務について

1. 公団の維持業務に入札しているジェイ・エス・エス社の99年以降現在に至るまでの年度ごとの売上高および、売上高のうち日本道路公団、道路サービス機構、ハイウェイ交流センターとの契約額をそれぞれお答えいただきたい。

回答

(株)ジェイ・エス・エスから、以下のとおり回答を得ましたので提出します。

(売上高)

平成11年度・・・2,079百万円
平成12年度・・・2,693百万円
平成13年度・・・3,050百万円
平成14年度・・・3,294百万円
平成15年度・・・3,305百万円
平成16年度・・・3,430百万円

また、(株)ジェイ・エス・エスの平成11年度から平成17年度(平成17年9月27日現在)までの日本道路公団との契約額は、以下のとおりです。

平成11年度・・・102百万円
平成12年度・・・219百万円
平成13年度・・・207百万円
平成14年度・・・207百万円
平成15年度・・・192百万円
平成16年度・・・190百万円
平成17年度・・・176百万円

なお、道路サービス機構、ハイウェイ交流センターへ聞き取りをした結果、99年以降の契約額についてはないとの回答がありました。

2．前問で回答のあったすべての契約について、入札件名、随意契約をふくむ入札種別、入札日、入札参加者、入札参加者の入札額、落札者、落札額、入札予定価格、落札率を一覧にしてご回答いただきたい。

回答

(株)ジェイ・エス・エスの平成11年度から平成17年度(平成17年9月27日現在)までの日本道路公団との契約について、入札件名、随意契約を含む入札種別、入札日、入札参加者、入札参加者の入札額、落札者、落札額、入札予定価格及び落札率について、別添「(株)ジェイ・エス・エスの入札状況等一覧」のとおり回答します。

(株)ジェイ・エス・エスの入札状況等一覧

別添

年度	入札件名	入札の種別	入札日	入札参加者	入札額(税抜)	落札者	落札額(税込)	入札予定価格(税抜)	落札率
11	第三京浜道路等 交通管理業務委託	公募型指名競争	11.07.12	(株)ジェイ・エス・エス	97,500,000	(株)ジェイ・エス・エス	102,375,000	102,935,000	94.71%
				新日本ハイウェイ・パトロール(株)	100,300,000				
				東日本ハイウェイ・パトロール(株)	98,000,000				
12	第三京浜道路等 交通管理業務委託	随意契約	12.03.28	(株)ジェイ・エス・エス	208,850,000	(株)ジェイ・エス・エス	219,292,500	209,442,798	99.71%
13	第三京浜道路等 交通管理業務委託	随意契約	13.03.28	(株)ジェイ・エス・エス	196,990,000	(株)ジェイ・エス・エス	206,839,500	197,750,760	99.61%
14	平成14年度 第三京浜道路他交通管理等業務委託(交通管理)	公募型指名競争	14.01.11	(株)ジェイ・エス・エス	197,500,000	(株)ジェイ・エス・エス	207,375,000	205,155,115	96.26%
15	平成15年度 第三京浜道路他 交通管理業務	随意契約	15.03.26	(株)ジェイ・エス・エス	183,000,000	(株)ジェイ・エス・エス	192,150,000	185,816,966	98.48%
16	平成16年度 第三京浜道路他 交通管理業務	公募型指名競争	16.01.30	(株)ジェイ・エス・エス	181,222,165	(株)ジェイ・エス・エス	190,283,273	187,221,969	96.79%
17	平成17年度 第三京浜道路他 交通管理業務	随意契約	17.03.28	(株)ジェイ・エス・エス	168,000,000	(株)ジェイ・エス・エス	176,400,000	169,926,182	98.86%

3 . ジェイ・エス・エス社の過去5年間の決算書類をご提出いただきたい。

回答

直近五年分の決算報告書について(株)ジェイ・エス・エスから入手しましたので、別紙のとおり回答します。

決算報告書

(第 14 期)

自 平成 12 年 4 月 1 日
至 平成 13 年 3 月 31 日

株式会社 ジェイ・エス・エス
東京都千代田区平河町1-9-9

貸借対照表

平成 13 年 3 月 31 日 現在

(単位 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 958,132,161】	【流動負債】	【 378,872,739】
現金・預金	569,683,134	未払金	43,121
売掛金	378,477,235	未払費用	101,347,253
前払費用	313,982	未払法人税等	108,889,600
未収入金	1,776,861	前受金	62,098,750
有価証券	10,000,000	預り金	22,318,115
立替金	91,607	未払消費税	39,255,900
貸倒引当金	△2,210,658	賞与引当金	44,920,000
【固定資産】	【 188,686,669】	【固定負債】	【 19,164,200】
(有形固定資産)	(40,762,601)	退職給与引当金	19,164,200
建物	11,678,025	負債合計	398,036,939
建物附属設備	2,194,194		
車両運搬具	3,303,003		
工具器具備品	2,601,341		
少額償却資産	66,000		
土地	20,920,038		
(無形固定資産)	(1,999,964)		
電話加入権	1,999,964		
(投資等)	(145,924,104)		
出資金	30,010,000		
差入保証金	94,954,920		
敷金	16,075,184		
長期貸付金	2,000,000		
施設利用権	2,884,000		
【繰延資産】	【 2,218,600】		
開発費	2,218,600		
資産合計	1,149,037,430	資本合計	751,000,491
		負債・資本合計	1,149,037,430

損益計算書

自平成12年4月1日

至平成13年3月31日

(単位円)

科 目	金 額	
(経常損益の部)		
(営業損益の部)		
【売上高】		
売上高		2,693,350,688
【売上原価】		
仕入高		49,000
売上総利益		2,693,301,688
【販売費及び一般管理費】		
営業利益		2,408,212,486
(営業外損益の部)		
【営業外収益】		
受取利息	26,706	
雑収入	27,112,250	27,138,956
経常利益		312,228,158
(特別損益の部)		
【特別利益】		
貸倒引当金戻入益	2,419,395	
賞与引当金戻入益	55,390,000	57,809,395
【特別損失】		
固定資産廃棄損	49,080	
特別損失	5,000,000	5,049,080
税引前当期純利益		364,988,473
法人税等		154,490,200
当期純利益		210,498,273
前期繰越利益		435,402,218
当期未処分利益		645,900,491

利益処分（案）

（単位円）

科 目	金 額	
【当期末処分利益】		845,909,491
【利益処分額】		
利益準備金	2,000,000	
株主配当金	10,000,000	
役員賞与金	10,000,000	22,000,000
【次期繰越利益】		623,909,491

上記の通りご報告申し上げます。

平成 13 年 6 月 14 日

株式会社 ジェイ・エス・エス

代表取締役 鶴谷 敏明

決算報告書

(第15期)

自 平成13年 4月 1日
至 平成14年 3月 31日

株式会社 ジェイ・エス・エス
東京都千代田区平河町1-9-9

株式会社 ジェイ・エス・エス

損益計算書

自平成13年4月1日

至平成14年3月31日

(単位円)

目	金 額	
(経常損益の部)		
(営業損益の部)		
【売上高】		
売上高		3,049,617,117
売上総利益		3,049,617,117
【販売費及び一般管理費】		
営業利益		468,217,332
(営業外損益の部)		
【営業外収益】		
受取利息	13,168	
雑収入	9,391,315	9,404,483
【営業外費用】		
雑損失		241,140
経常利益		477,380,675
(特別損益の部)		
【特別利益】		
貸倒引当金戻入益	2,210,658	
賞与引当金戻入益	44,920,000	47,130,658
【特別損失】		
固定資産廃棄損	158,859	
役員退職金	1,500,000	
会員権評価損	27,000,000	28,658,859
税引前当期利益		495,852,474
法人税等		217,414,600
当期利益		278,437,874
前期繰越利益		623,900,491
当期未処分利益		902,338,365

利益処分（案）

（単位 円）

科 目	金 額
【当期未処分利益】	902,338,365
【利益処分類】	
利益準備金	2,400,000
株主配当金	12,000,000
役員賞与金	12,000,000
【次期繰越利益】	875,938,365

上記の通りご報告申し上げます。

平成 14 年 6 月 14 日

株式会社 ジェイ・エス・エス

代表取締役 勸 谷 敏 明

決算報告書

(第16期)

自平成14年4月1日
至平成15年3月31日

株式会社 ジェイ・エス・エス

東京都千代田区平河町1-8-2-603

貸借対照表

平成 15 年 3 月 31 日現在

(単位円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[1,178,238,531]	【流動負債】	[386,114,213]
現金・預金	672,780,627	未払金	203,658
売掛金	486,917,018	未払費用	112,821,337
前払費用	187,352	未払法人税等	141,345,400
未収入金	545,120	前受金	54,862,500
有価証券	20,000,000	預り金	15,139,218
立替金	698,203	未払消費税	43,097,100
貸倒引当金	42,889,789	賞与引当金	18,645,000
【固定資産】	[842,175,213]	【固定負債】	[315,178,500]
(有形固定資産)	(44,333,849)	長期借入金	292,500,000
建物	10,274,841	退職給与引当金	22,678,500
建物附属設備	2,662,622	負債合計	701,292,713
車両運搬具	4,022,088		
工具器具備品	4,501,500		
少額償却資産	1,952,760		
土地	20,920,038		
(無形固定資産)	(2,029,964)		
電話加入権	2,029,964		
(投資等)	(795,811,400)		
出資金	3,010,000		
差入保証金	112,753,040		
敷金	18,489,076		
保険積立金	12,479,958		
長期貸付金	646,195,326		
施設利用権	2,884,000		
【繰延資産】	[835,200]		
開発費	835,200		
資産合計	2,021,248,944	資本合計	1,319,956,231
		負債・資本合計	2,021,248,944

損益計算書

自平成14年4月1日

至平成15年3月31日

(単位 円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
(営業損益の部)		
【売上高】		
売上高		3,293,510,433
売上総利益		3,293,510,433
【販売費及び一般管理費】		
営業利益		2,769,913,210
(営業外損益の部)		
【営業外収益】		
受取利息	6,465,825	
雑収入	8,583,358	15,049,183
【営業外費用】		
支払利息割引料	3,179,400	
雑損失	200,309	3,379,709
経常利益		535,266,697
(特別損益の部)		
【特別利益】		
固定資産売却益	108,217	
貸倒引当金戻入益	2,943,054	
賞与引当金戻入益	30,170,000	33,221,271
【特別損失】		
固定資産廃棄損		383,902
税引前当期利益		568,104,066
法人税等		233,586,200
当期利益		334,517,866
前期繰越利益		875,938,365
当期未処分利益		1,210,456,231

利益処分（案）

		（単位 円）	
科 目	金	額	
当期末処分利益]			1,210,456,231
付 益 処 分 額]			
利 益 準 備 金	2,400,000		
株 主 配 当 金	12,000,000		
役 員 賞 与 金	12,000,000		26,400,000
次 期 繰 越 利 益]			1,184,056,231

上記の通りご報告申し上げます。

平成 15 年 6 月 12 日

株式会社 ジェイ・エス・エス

代表取締役 鷗 谷 敏 明

損益計算書

自平成15年4月1日

至平成16年3月31日

(単位円)

科 目	金 額	
(経常損益の部)		
(営業損益の部)		
【売上高】		
売上高		3,304,576,995
売上総利益		3,304,576,995
【販売費及び一般管理費】		
営業利益		2,868,822,143
(営業外損益の部)		
【営業外収益】		
受取利息	14,382,840	
雑収入	22,948,270	-37,331,110
【営業外費用】		
支払利息割引料	6,266,089	
雑損失	279,379	6,545,468
経常利益		466,540,194
(特別損益の部)		
【特別利益】		
貸倒引当金戻入益	2,889,789	
貸与引当金戻入益	18,645,000	21,534,789
【特別損失】		
固定資産廃棄損		70,456
税引前当期利益		488,004,827
法人税等		212,758,300
当期利益		275,246,527
前期繰越利益		1,184,056,231
当期末繰分利益		1,459,302,758

利益処分(案)

(単位 円)

科 目	金 額	
【当期未処分利益】		1,459,302,758
【利益処分額】		
利益準備金	2,400,000	
株主配当金	12,000,000	
役員賞与金	12,000,000	26,400,000
【次期繰越利益】		1,432,902,758

上記の通りご報告申し上げます。

平成 16 年 6 月 10 日

株式会社 ジェイ・エス・エス

代表取締役 鷗谷敏明

決算報告書

(第18期)

自 平成16年 4月 1日
至 平成17年 3月31日

株式会社 ジェイ・エス・エス

東京都新宿区左門町6-4

損益計算書

自平成16年4月1日

至平成17年3月31日

(単位 円)

科 目	金 額	
(経常損益の部)		
(営業損益の部)		
【売上高】		
売上高		3,430,059,215
売上総利益		3,430,059,215
【販売費及び一般管理費】		
営業利益		3,058,495,535
(営業外損益の部)		
【営業外収益】		
受取利息	14,070,109	
雑収入	29,014,995	43,085,104
【営業外費用】		
支払利息割引料	2,678,113	
雑損失	4,116,623	6,794,736
経常利益		407,854,048
(特別損益の部)		
【特別利益】		
貸倒引当金戻入益	2,879,816	
賞与引当金戻入益	50,000,000	52,879,816
【特別損失】		
固定資産売却損		156,866
税引前当期利益		460,576,998
法人税等		197,881,600
当期利益		262,695,398
前期繰越利益		1,432,902,758
当期未処分利益		1,695,598,156

利益処分（案）

（単位 円）

科 目	金 額	金 額
【当期末処分利益】		1,695,598,156
【利益処分類】		
利益準備金	2,400,000	
株主配当金	11,000,000	
役員賞与金	13,000,000	26,400,000
【次期繰越利益】		1,669,198,156

上記の通りご報告申し上げます。

平成 17 年 6 月 10 日

株式会社 ジェイ・エス・エス

代表取締役 鶴谷 敏明